



東湾水 第 11-035 号
平成 23 年 6 月 21 日

船社・代理店 各位

東京湾水先区水先人会
会長 福永昭一



1 級及び 3 級 新人水先人の実務教育への協力依頼について

拝啓 貴社ますますご隆盛の段お慶び申し上げます。
平素は水先業務に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、日本水先人会連合会より 6 月 17 日付「水業第 52 号」におきまして、本年 7 月より東京湾を含めた国内 5 水先区で新たに業務を開始する 3 級水先人の実務教育に関するご協力依頼が発翰されたところでございます。

弊会といたしましても、ユーザーの皆様により確実に信頼性のある水先業務を提供するため実船研修を実施し、新人水先人の技能研鑽を図る所存でございますので、実船研修内容、水先料金等について、添付「新人水先人の研修について」に記載のとおり、各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

(添付書類)

- ・新人水先人の研修について

平成23年6月21日

関係各位

東京湾水先区水先人会
会長 福永 昭一



新人水先人の研修について

平成19年4月1日に改正水先法が施行され、新たに等級別水先免許制度及び水先人の養成教育制度が導入されました。これら新しい制度の下で、水先人は自主自律的な機能として、会員である水先人の資質及び品位を保持するよう求められています。

この制度の趣旨に鑑み、当水先人は国土交通省の指導により、会則の改訂を行いました。新しく水先人の免許を受けた水先人（以下、「新人水先人」という。）に対し、水先人は、新会則では実船研修を実施しなければならず、新人水先人は当該研修の修了認定を受けた後でなければ、単独で水先業務を行うことができないことになりました。

ユーザーの皆様方におかれては、以上の経緯をご理解頂くとともに、新人水先人の実船研修に対しご協力をお願い申し上げます。

1. 実船研修の内容

新人水先人は、教育担当水先人と共同で水先業務を実施し、安全で、かつ円滑な水先業務を実施するための技能について研鑽を図ることになります。

2. Pilot Voucher（水先証明書）と水先料金

新人水先人及び教育担当水先人の両者が、水先契約の当事者となるため、それぞれが本船の船長と水先契約を締結する型をとるので、Pilot Voucherは2枚となりますが、水先料金は水先人が1人で業務を実施した場合と同じです。

以上